



「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください!

① データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

※マイナポータルで自分の特定健診情報に加え、処方されたお薬の情報も閲覧できるので、自身の健康管理に役立てることができます。

② 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。(※新しい保険者への加入手続は必要です。)

③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

❗ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ①オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便による申請
- ③まちなかの写真証明機からの申請



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ①「マイナポータル」から行う
- ②セブン銀行 ATM から行う
- ③医療機関・薬局の受付で行う



マイナンバーカードは安全です!

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・

- ▶ マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません!

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・

- ▶ 万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です!

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・

- ▶ 第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません!

2024(令和6)年秋以降は新規の保険証の発行を取りやめ、マイナンバーカードと一本化する方向で、検討が進められています。

2024(令和6)年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間使用することができる方向で、検討が進められています。



マイナンバーカードはこちらのポスターやステッカーを貼っている医療機関・薬局でご利用可能です!



※厚生労働省ウェブサイトでもご利用可能な医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178